

函館工業高等専門学校総合学生支援センター学生相談室要項

平成28年3月29日

函高専達第28号

(趣旨)

第1条 この要項は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)総合学生支援センター規程(平成26年3月27日函高専達第25号。以下「センター規程」という。)第4条第2項の規定に基づき、学生相談室(以下「相談室」という。)の管理運営及び組織等について、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 相談室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 学生相談に関する諸方策の企画及び立案に関すること。
- 二 学生の個人的諸問題に関する相談及び助言に関すること。
- 三 学生の精神衛生上の相談及び助言に関すること。
- 四 学生相談の活動に必要な調査及び分析に関すること。
- 五 学生相談業務に必要な資料の収集及び保存に関すること。
- 六 その他学生相談に関すること。

(組織)

第3条 相談室に、センター規程第4条第1項で定める室長のほか、次に掲げる者を置く。

- 一 相談員
- 二 学生支援コーディネーター
- 三 その他校長が必要と認めた者

2 相談室に、必要に応じ副室長を置くことができる。

(相談員等)

第4条 相談員は、本校の教職員のうちから校長が指名し、室長の命を受け、その業務を処理する。

- 2 副室長は、教授及び准教授のうちから校長が指名する。
- 3 副室長の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 学生支援コーディネーターは、本校の教員のうちから校長が指名する。
- 5 学生支援コーディネーターは、当該学生の学級担任、授業担当教員及び所属学科等との情報交換並びに必要な応じて関係教職員を招集してのミーティング、必要な応じて各委員会への出席、医療機関及び出身中学校等との連携を行う。
- 6 校長は、必要な応じて本校以外の者を室員として委嘱することができる。

- 7 相談員及び学生支援コーディネーターの任期は1年とし、再任を妨げない。
- 8 相談員及び学生支援コーディネーターは、業務上知り得た利用者及びその関係者のプライバシー並びに相談の有無と内容について、利用者の合意がない限り、守秘しなければならない。

(庶務)

第5条 相談室の事務は、学生課総合学生支援センター事務室において処理する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月10日函高専達第15号)

この要項は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成29年4月10日函高専達第15号)

この要項は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和5年11月14日から施行する。